

豊田鋸加工所 一般事業主行動計画

女性の働きやすい職場環境の整備を行い、かつ全社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年 7月 1日から令和5年 6月30日までの 2年間

2.内容

目標1：年次有給休暇の取得促進

(対策)

- 令和3年 7月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 8月～管理職会議で検討開始
- 令和3年 9月～説明会の実施などによる社員への計画的な取得促進の取組の開始

目標2：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

(対策)

- 令和3年 7月～所定外労働の原因分析等を行う
- 令和3年 8月～ノー残業デーの開始
- 令和3年 9月～説明会の実施などによる社員への周知徹底

目標3：女性社員の勤続年数を平均5年以上にするため、女性がどのライフステージでも就業を継続できるような社内制度をつくる。

(対策)

- 令和3年 7月～社員の具体的なニーズを調査
- 令和4年 1月～制度の検討を開始
- 令和4年 7月～制度の導入 説明会の実施などによる社員への周知徹底